

参議院予算委員長

山崎 力 様

要 望 書

平成26年2月17日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からもうすぐ3年を迎えようとしているところですが、当市は、既知のとおり、震災以降、市役所の機能を市外へ移転することなく、被災地域の最前線で復旧・復興に全力で取り組んでいます。

これまで国では「東日本大震災復興交付金制度」や「東日本大震災復興特別区域法」などの被災地全般への支援以外に、原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興及び再生のため、「福島復興再生特別措置法」の制定をはじめ、「福島再生加速化交付金」、「福島定住等緊急支援交付金」、「長期避難者生活拠点形成交付金」などの交付金を創設するなど、『被災地の復興なくして、日本の再生なし』を体現すべく、国家を挙げて重点的に取り組まれてきたことと存じます。

平成26年度には、被災地の実情に応じた柔軟な対応ができるよう、既存交付金の統合とともに新たな36事業を加えた「福島再生加速化交付金」が創設されるということで、被災自治体ではさらなる復興の加速化につながるものと期待しているところです。

しかしながら、これまで示された概要では、当市の再生や市民の帰還に必要な事業が限定的にしか盛り込まれておらず、『使い勝手の良い』交付金としては不十分であります。

このため、「福島再生加速化交付金」について被災地のニーズに最大限ご配慮いただくとともに、さらに、被災地の復興に向けては、国の被災者支援施策の継続・拡充、制度の柔軟な運用や財政支援が必要でありますので、下記のとおり要望します。

記

1 福島再生加速化交付金に関すること

(1) パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備について

当市はこれまで、高齢者の健康維持・増進を図る観点からパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備について福島定住等緊急支援交付金の交付対象にすることを要望してきたところであるが、復興庁からは子育て世代を対象にした交付金であることを理由に高齢者まで拡充することはできないと断られてきた経過がある。

今般、復興庁では、『使い勝手の良い』交付金にすべく、福島定住等緊急支援交付金など既存交付金の統合等により、新たに福島再生加速化交付金を創設したところであるが、新規6分野として「健康管理・健康不安対策」や「社会福祉施設整備」が掲げられているにも拘わらず、当市が求めているパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備は盛り込まれていない。

これまで要望しているとおり、市内の高齢者は、避難生活を送っている方々をはじめ、生活不安に伴うストレスを抱えており、健康維持・増進を図るためには運動機会の確保が不可欠であることから、高齢者の競技人口の多いパークゴルフ場やグラウンドゴルフ場などの運動施設の整備について福島再生加速化交付金の交付対象にすること。

(2) 放射線量の高い地域における新たな井戸掘削について

放射線量の高い山際の地域においては、浅井戸が多く、放射性物質による汚染が懸念される。放射線不安を払拭し、安心して生活できる環境を整えるためには、新たに井戸を掘削する必要がある。

このことから、深井戸の掘削について財源を措置すること。

(3) 早期に再開する商店等への支援について

避難指示区域内における避難者の帰還意識を高めるためには、住民が戻ってきても生活できる環境を早期に整備する必要がある。このことから、来年度、当市では生活に必要な商店等の早期再開を促すための奨励金の交付について事業化することから、福島再生加速化交付金の「農林水産業再開のための環境整備」としてメニュー化し、財源を措置すること。

(4) 幼稚園・保育園の園庭の芝生化について

子育て世代の多くは、放射線に不安を感じており、子どもたちが屋外で運動することに抵抗がある。子育て世代の帰還を進めるためには、子どもたちが元気に運動でき、健やかに成長できる環境を整備することが不可欠であり、当市では来年度、放射線低減の効果が期待できる幼稚園・保育園の園庭の芝生化を実施する考えである。このため、「福島再生加速化交付金」の定住対策として、幼稚園・保育園の園庭の芝生化をメニュー化し、財源を措置すること。

2 その他、国に予算措置を求めること

(1) 高速道路無料措置の延長について

平成26年3月31日までとされている現行の高速道路無料措置を少なくとも市民が安心して帰還できる環境が整うまで期間を延長すること。

(2) 常磐自動車道（南相馬～相馬間）の無料措置の延長について

国道6号が災害復旧関係者の車両等により慢性的に混雑している状況をはじめ、復旧・復興を図る上で、常磐自動車道の通行が果たす役割は重要なことから、全線開通時まで無料措置の期間を延長すること。

(3) 復興インターチェンジの設置について

常磐自動車道の整備にあたっては、地域振興、支援活動、緊急時の避難路の確保のための『復興インターチェンジ』を南相馬市小高区に設置すること。

(4) 除染等工事設計に係る設計労務単価等の見直しについて

当地域では、復旧・復興工事及び除染作業の本格化に伴い、作業員の確保が困難になっており、作業労働者の確保に向け、賃金が上昇している。

このことから、環境省が定める除染作業に係る設計労務単価では、

作業員の確保が難しく、ひいては除染の推進に支障をきたすことが危惧されることから、この見直しを行うこと。

除染特別地域内で除染に従事する作業員には特殊勤務手当が支給されている。除染特別地域内の除染が本格化すれば、市が実施する除染の作業員確保がより一層困難になり、除染推進に支障をきたすことが危惧される。

また、市が実施する除染の業務環境は、国直轄の除染業務環境と同様の状況にある。

このことから、市が実施する除染作業員に対しても、特殊勤務手当の支給対象にすること。

(5) 海岸防災林の整備について

海岸防災林は、福島県が実施主体となり、潮害・飛砂等の災害防止や津波エネルギーの減衰効果等を目的として、海岸防潮堤から幅約200m、地下水位から約3mの盛り土高さで造成する計画となっている。

しかし、東日本大震災の津波は、相双地域の主要道路である国道6号を超えて市街地まで到達し壊滅的な被害をもたらし、国道海岸沿線の住民の生活や生業を一変させ、被災者の心に大きな障害として残っている。当市では、市民の不安払拭と安定した海岸沿線の土地利用のため、再生利用資材を活用した一部高盛り土を計画していることから、県による一体的な整備または新たな交付事業の創設など、一部高盛り土の整備に必要な財源を措置すること。

(6) 資源作物の栽培支援策について

避難指示区域の農業者のうち、地元に戻らないと決めている人は3割以上となっており、また、農業再開への意欲低下も著しい。さらに除染が終わっても、食用作物の栽培に自信が持てないという人も多く、このままでは、広大な面積が不作付けとなって、復興が見えず、帰還促進の妨げになる恐れがある。

これらに対応するため、風評に影響されず、また、限られた農業者で大面積での栽培が可能なものとして、エネルギー利用を目的とした資源作物の栽培を推進したい。しかし、生産側単価と利用側単価にミスマッチがあり、事業化が難しい状況にある。

このことから、次のとおり要望する。

原発被災地の特殊性に鑑み、住民帰還を妨げる農地の不作付けの防止と再生可能エネルギー拡大につながる資源作物の栽培について、支援策を講じること。

原発被災地での資源作物を原料とした燃料プラント整備について、支援策を講じること。

(7) 企業誘致の推進（工業団地整備への支援）

当市は、震災・原発事故による工場・商店が閉鎖・撤退・移転するなど甚大な被害を被っているため、震災後に新設された国・福島県の企業立地

補助金による企業誘致や地元企業の設備投資は、産業の復興や雇用の創出に必要不可欠である。その企業誘致には受け皿となる土地が必要であり、当市では復興交付金等を利用し工業団地の整備を進めている。

しかしながら、復興交付金による工業団地の整備については、造成・工事などハード部分については補助率が1/2となっており、数十億円が自治体負担となり、被災地の自治体にとってはネックとなっている。

そのため、被災地の自治体の負担を軽減し、立地企業の受け皿となる工業団地の整備を加速させるため、ハード部分についても全額復興交付金で手当てすること。

また、国の責任において、当市への企業誘致等を積極的に行うこと。

(8) 防災集団移転促進事業で取得した用地の保全管理について

市が事業用地を取得する場合は、用途が確定してから取得することを基本としているが、東日本大震災復興交付金の基幹事業である防災集団移転促進事業においては、被災者の生活を最優先とするため、取得用地の用途確定を前提とせず用地買収を進めている。取得した用地については、当然、草刈等の保全管理が必要になるが、その費用については被災自治体にとって多額の負担になっていることから、復興交付金の防災集団移転促進事業または福島再生加速化交付金の基幹事業の効果促進事業の一環として、財源を措置すること。

(9) 応急仮設住宅の集約に係る移転費用について

当市は、応急仮設住宅の多くの用地について賃貸契約により確保しているが、その中で地権者の意向から、再契約することについて困難な用地があり、仮設住宅を計画的に集約しなければならない状況にある。

仮設住宅には入居者がいることから、移転を進めるにあたってはその費用を補償する必要があるため、財源を措置すること。

(10) 浄化槽設置整備事業に係る国の予算確保について

当市は、浄化槽設置整備事業について平成2年度から実施しており、平成17年度の循環型社会形成推進交付金への移行以後、地域計画に基づき合併浄化槽の計画的な整備を進めているが、平成23年の東日本大震災以降、浄化槽の設置要望は急速に増えており、予算の確保に苦慮している状況にある。

このことから、今後、被災地における生活環境の早急な向上のため、同事業の計画的な事業進捗が図れるよう、要望に見合う国庫交付金を配分すること。

(11) 看護師育成のための財源措置について

当市の医療体制は、原子力災害による避難の影響から、慢性的な医療スタッフ不足に陥っており、特に看護師不足が深刻な状況である。

このような中、当市は、平成25年度、看護師等の確保を目的として看護師等修学資金貸与事業を創設したところである。当事業は、看護師養成施

設の学生を対象として、在学期間中の修学資金を貸与し、卒業後、修学資金貸与期間相当の期間、市内の医療機関において業務に従事した場合に貸与金の返還を免除するものであり、着実な看護師確保につながるものである。

市民が安心して生活できる環境を整備するためには、地域医療の再生が不可欠であることから、当事業について財源を措置すること。

(1 2) 幼稚園・保育園・認可外保育施設の授業料・保育料等の無料化について

当市は、原子力災害による避難の影響から市外へ人口が流出し、特に子育て世代の帰還が急務の課題になっており、より一層の帰還促進策として、来年度から幼稚園・保育園・認可外保育施設の授業料・保育料等の実質無料化を実施する考えである。

子育て世代の定住を促進するためには、放射線不安の払拭とともに経済的な負担軽減により、安心して子育てすることのできる環境を整備する必要があることから、幼稚園・保育園・認可外保育施設の授業料・保育料等の無料化について、財源を措置すること。

(1 3) 国民健康保険及び介護保険について

国民健康保険税及び介護保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び介護保険利用料の免除について、地域コミュニティの更なる分断を生じさせないように、減免の要件に所得要件を追加しないこと。

国民健康保険税及び介護保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び介護保険利用料の免除について、南相馬市全域を対象とすること。

(1 4) 福島復興再生特別措置法の特例措置について

避難解除等区域においては福島復興再生特別措置法の特例措置が設けられているが、当市は他の12市町村とは異なり、震災当初から多くの事業者が苦しいながらも当地にとどまり事業を再開、継続している。また、当市鹿島区においては、30km圏外のため避難解除等区域には含まれていないが、実態としては同地域と同様に震災直後は法律上の指定区域でないにもかかわらず、郵便局をはじめ運送会社によるサービスの停止、それによる物流の停止、生活物資・事業活動に必要な物資の供給の停止など様々な不利益を被ってきている。

これらのことから、以下の事項を要望する。

当市の30km圏外の区域(鹿島区)を避難解除等区域に含めること。
法の特例措置の期間を5年間から10年間に延長すること。

所得税、法人税の税額控除の限度額を20%から40%に拡大すること。